

埼例規第36号・交規・会

昭和60年 7月25日

埼玉県警察本部長

## 違法工作物等の除去、移転等に要した費用の徴収手続について（例規通達）

みだしの徴収手続については、従来、道路交通法（昭和35年法律第105号）第81条第5項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用してきたところであるが、この度、道路交通法の一部が改正され、違法工作物等に対する措置に関する規定が整備されたことに伴い、その徴収手続を次のとおり定め、昭和60年7月25日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 費用の徴収

警察署長（以下「署長」という。）は、道路交通法第81条第1項に規定する工作物等（以下「違法工作物等」という。）を除去、移転、改修、保管、売却等（以下「除去等」という。）したときは、次により当該違法工作物等の占有者、所有者その他当該違法工作物等について権原を有する者（以下「占有者等」という。）からその費用を徴収するものとする。

##### 1 徴収する金額

違法工作物等の除去等に要した費用実費

##### 2 納付命令等

###### (1) 納付命令

署長は、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第40条第1項の規定により、出納員が占有者等から直接現金を領収した場合を除き、納入通知書兼領収書（財務規則様式第21号）により、納付すべき金額及び納付期限（当該納入通知書兼領収書を交付する日から起算して、15日以内とする。）を指定して、占有者等に対しその費用の納付を命じるとともに、納付を怠るときは、地方税の滞納処分の例により財産の差押処分が行われる旨を告知すること。

###### (2) 納付催促

署長は、納付期限までに費用を完納しない者（以下「未納者」という。）に対して、

電話、はがき等により納入を促すことこと。

### 3 督促

#### (1) 督促状の送達

署長は、未納者に対して、財務規則第201条に定める督促状兼領収書（財務規則様式第109号）に納付すべき金額及び納付期限を指定し、送達すること。

#### (2) 公示送達

署長は、督促状を発しても、未納者が所在不明のため督促状が返戻された場合には、市町村その他関係機関に照合して、その所在確認に努めたうえ、なお所在の確認ができない者については、公示送達書（様式第1号）を警察署の掲示板に掲示を始めた日から起算して7日間提示して督促を行うこと。

### 4 滞納処分

#### (1) 執行手続

ア 署長は、督促状を発した日（公示送達については、掲示を始めた日）から起算して10日を経過した日までに督促に係る費用（以下「滞納金」という。）を完納しない者（以下「滞納者」という。）については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章及び地方税法（昭和25年法律第226号）第48条に規定する手続に準拠し、滞納金を徴収するものとする。

イ 署長は、滞納処分の執行を決定するときは、事前に次の事項を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、滞納処分の執行の時期等を交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）と協議すること。

- 滞納者の住所・氏名
- 督促等の状況
- 納付の見込みの有・無
- その他参考事項

ウ 署長は、滞納処分の執行を決定した滞納者のうち、所在を確認している者に対しては、最終催促状（様式第2号）を送達して、差押えを予告すること。

#### (2) 事務の担当区分

滞納処分に係る事務は、交通課長が担当するものとする。ただし、次の事務は、会計課員が担当するものとする。

- 差押財産の保管
- 差押財産の換価
- 換価代金等の配当

(3) 徴収職員の指定等

ア 署長は、滞納処分に必要な質問、検査若しくは捜索又は財産の差押えを行わせる場合には、交通課長を徴収職員に指定し、徴収職員証票（様式第3号。以下「証票」という。）を交付するものとする。

イ 徴収職員は、滞納処分の執行に当たつては、証票を携帯するとともに、滞納者等の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

ウ 徴収職員は、滞納処分の執行に当たり、その手続及び滞納者等の権利保護に関する法令を遵守しなければならない。

(4) 派遣要請

ア 署長は、滞納処分の執行を決定したときは、交通規制課長に担当係員の派遣を要請することができる。

イ 交通規制課長は、派遣要請を受けたときは、必要により担当係員を派遣するものとする。

ウ 派遣された担当係員は、署長の命を受け、徴収職員の行う事務を補助するものとする。

(5) 関係書類の整理保存

滞納処分に関する書類は、1件ごとに滞納処分一件書類表紙（様式第4号）を付して編冊し、会計年度により5年間保存すること。

第2 審査請求

署長は、納付命令、督促及び滞納処分を行うに際しては、当該処分につき埼玉県知事に審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間をそれぞれ納入通知書兼領収書、督促状兼領収書等に明示し、教示するものとする。ただし、分任出納員が直接現金を領収する場合には、領収書に前記事項を明示し、教示するものとする。

第3 報告

1 署長は、違法工作物等の除去等に伴う、特異事項については、その都度、交通規制課長を通じて本部長に報告するものとする。

2 署長は、4月10日までに前年度に取り扱った違法工作物等の除去等に対する措置結果を違法工作物等除去等措置取扱報告書（様式第5号）により交通規制課長を経て報告するものとする。

実施日

この例規通達は、昭和60年7月25日から実施する。

実施日（昭和62年4月1日埼例規第24号・交企）

この例規通達は、昭和62年4月1日から実施する。

実施日（平成4年3月17日埼例規第11号・務）

この例規通達は、平成4年3月17日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成12年9月29日埼例規第65号・総）

この例規通達は、平成12年10月1日から実施する。

実施日（平成14年7月10日文第268号）

この通達は、平成14年7月10日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（平成31年3月29日務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

## 様式第1号 (第1関係)

公 示 送 達 書

埼玉県 警察署告示第 号

次に掲げる者に送達すべき督促状を当警察署に保管していますから、送達を受けるべき者は、来署のうえ当該督促状を受領してください。

年      月      日

埼玉県 警察署長印

## 送達を受けるべき者

様式第2号 (第1関係)

交第 号  
年 月 日

殿

埼玉県 警察署長 団

最 終 催 促 状

あなたは、再三の督促等にもかかわらず、下記の違法工作物等の除去等に要した 料金を納付していません。

つきましては、来る 年 月 日までに本状持参のうえ来署してください。万一、この期限までに納付しないときは、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産の差押処分を行います。

なお、あなたの登録財産（電話加入権等）や債権（貯金・給料等）の差押えは、お宅に伺わないで直接調査して行うことがありますのでご了承ください。

滞 納 金 額	年 度	徴収金の種類	納付期限	金 額
		料金		
		料金		
		計		

第 号	6.5 cm
徴 収 職 員 証 票	
所属	
階級	氏 名
年 月 日 生	
年 月 日 付 付	
埼 玉 県 警 察 署 長 印	
9.0cm	

様式第4号 (第1関係) (表)

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

滞 納 処 分 一 件 書 類 表 紙

年度		整理番号	第	号
滯 納 者	住 所			
	氏 名			

埼 玉 県 警 察 署

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

(裏)

差押 財産  動 ・ 債 ・ 電 ・ その 他	添付書類一覧表		
	整理番号	作成年月日	書類の名称
1	・	・	
2	・	・	
3	・	・	
4	・	・	
5	・	・	
6	・	・	
7	・	・	
8	・	・	
9	・	・	
10	・	・	
11	・	・	
12	・	・	
13	・	・	
14	・	・	

差押	年月日	完結	年月日	第号
----	-----	----	-----	----

様式第5号 (第3関係)

交 第 号  
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警察署長

違法工作物等除去等措置取扱報告書

区分	種別	除 去	移 転	改 修	保 管	売 却	公 示
除去等の件数							
費用 の 徴収	件 数						
	金 額						
未納 状況	件 数						
	金 額						